

(第6号別紙)

令和3年度 第3回 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会 会議録

1 日 時 令和4年3月24日(木) 午前10時から午前11時30分

2 会 場 市川市教育委員会 会議室

3 委員の出欠

出席者	石原 たかゆき	市川市議会議員
(11名)	久保川 隆志	市川市議会議員
	中嶋 貞行	市川少年文化推進会議 副会長
	尾上 悦子	市川市民生委員児童委員協議会 副会長
	富田 勇人	市川市PTA連絡協議会 副会長
	増田 貞幸	市川市子ども会育成会連絡協議会 副会長
	高梨 紀雄	市川市自治会連合協議会 副会長
	高橋 大策	市川市青少年相談員連絡協議会副会長
	石田 清彦	市川市立第二中学校 校長
	菊池 和彦	市川市立中国分小学校 校長
	岩井 忠良	道路交通部 次長

4 事務局

田中 庸恵	教育長
松丸 多一	教育次長
小倉 貴志	学校教育部 部長
新部 操	学校教育部 次長
佐原 達雄	学校教育部 担当参事
藤井 義康	義務教育課 課長
青田 泰代	義務教育課 主幹
野井 泰子	義務教育課 副主幹
小笠原 勝海	学校環境調整課 課長
中俣 智文	学校環境調整課 主幹
安藤 徹哉	学校環境調整課 副主幹

他2名

5 会長挨拶 中嶋 貞行 市川少年文化推進会議 副会長

6 調査審議(答申関係)

(1) 指定学校変更制度等の見直しについて

7 答申

(1) 指定学校変更制度等の見直しについて

## 8 議題

- (1) 指定学校変許可基準について（既存の学校）
- (2) 通学区域の再編案について

## 9 その他

### 【中嶋会長】

只今から、令和3年度第3回市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会を開会いたします。

それでは次第の3番、調査審議ということで、前回11月12日の第2回審議会により指定学校変更制度等の見直しについての諮問をいただいておりますので、内容を事務局よりご説明をお願いいたします。

### 【事務局】

指定学校変更制度等の見直しについてです。前回の審議会で、諮問をし、ご審議いただいた内容でございまして、今回の審議会におきまして答申をいただきたいと考えております。

答申案では、主に3つ、既存の学校における指定学校変更制度について、建替え後の学校における指定学校変更制度、そして、学校選択制について整理させていただいております。

この後、次第5の議題におきましては、既存の学校における指定学校変更制度について、ご審議いただく予定です。

なお、建替え後の指定学校変更許可基準については、通学区域の見直しに関する方針の中で示していますが、さらに細かい指定学校変更許可基準についても内容を精選し、答申案の中でお示しさせていただいております。それでは、資料の1ページをお願いいたします。少しお時間を頂戴して、「はじめに」から読み上げさせていただきます。

### (答申案 別紙)

以上が答申案となります。

委員の皆さまからご意見をいただき、答申書として取りまとめさせていただきたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

説明は以上です。

### 【中嶋会長】

ありがとうございます。

ただいま事務局より、指定学校変更制度等の見直しについての答申案を説明いただきました。皆様方からご意見、ご質問等ございますでしょうか。

ないようでしたらこの案で答申させていただきますが、よろしいですか。

### 【事務局】

それでは中嶋会長より、答申書を田中教育長へご提出をお願いします。

(答申書 提出)

**【事務局】**

それでは、教育長は公務のため、ここで退席させていただきます。  
では中嶋会長、引き続きよろしくお願いいたします。

**【中嶋会長】**

それでは次第5の議題（1）既存の学校の指定学校系学校変更許可基準についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

**【事務局】**

既存の学校の指定学校変更許可基準についてです。先ほどの答申の中でもお伝えいたしましたが、指定学校変更の基準については既存の学校と建替え後の学校について、整理をしておりますが、今回は既存の学校の指定学校変更許可基準について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、7ページをお願いいたします。7ページ、8ページは小学生用の指定学校変更の許可基準、新旧対照表となります。一昨年と、昨年度の通学区域審議会においては、委員の皆様から指定学校変更の基準について多くのご意見をいただきました。そのご意見をもとに、学事班でも協議を重ねてまいりました。

現行の許可基準表では、小学生と中学生を1ページにまとめていましたが、審議会で小学校版と中学校版を分けて作成した方がよいという意見を多数いただきまして、小学生用と、中学生用で分けて作成いたしました。

8ページをお願いいたします。小学生の基準で大きく変わったところは、8番の「友人関係等の理由によるため」を、令和8年度より、削除いたします。

一昨年度と昨年度の通学区域審議会においても、小学校入学時は友人関係の理由は、削除した方がよいというご意見をいただいております。小学校入学に関しては、幼稚園や保育園の仲良しの友達と一緒に小学校に行きたいからという理由が多数となっております。現行の基準では、友人関係等の理由によるためとあり、子ども同士の友人関係、中には親同士の人間関係も含まれているという現状もあります。いじめや友人トラブル等のケースもありますので、保護者の話をよく聞き、事情を鑑みて、対応していきたいと考えております。いじめやトラブル等に関しては、特に許可基準の文言には入れませんが、その他の項目で対応してまいります。

友人関係に関しては、小学校入学時の指定学校変更の理由として、例年多くの申請が出されていることもあり、令和5年の指定校変更改定時にホームページで公開し、3年間ほど周知する期間を設け、令和8年度より削除する方向で考えております。

また、大和田小学校については、希望された学校が指定された学校より近い児童のみ受け付けておりますので、そのことも一番下に明記しました。

小学生、中学生に共通する箇所は、後ほどお伝えいたします。

続いて、9ページをお願いいたします。中学生用です。大きく変更した箇所は、5番「転居等に伴い、従前の学校に通いたい」場合は、学校によっては、学期末まで、年度末までと制限がありました。中学生は学校が変わると、制服等の学用品を購入するために、多額の費用がかかり、負担が大きいという声が多くありました。

また、現行の基準では、「隣接する通学区域内または、事務室から直線距離で2キロメートル以内」という制限がありましたが、距離の制限をなくし、申請期間を卒業までと統一しました。

中学生も、安全に通えることを第一としておりますが、個々の事情によってはバス等で通学することも認めております。

8番の「友人関係等の理由によるため」の項目では、中学校入学は、6年間の成長過程の中で、人間関係、不登校、また特別支援に関係する場合がありますので、人間関係に特別な配慮を要する

場合で、仲の良い友達と一緒にいきたいという理由は除くという一文を加えました。

また、小学校・中学校共に共通する項目として、7番「在学校の学校行事等に参加したいため」という項目がありました。過去5年間にわたり0件であったことと、「転居等に伴い従前の通学校を希望するため」という項目にも理由として含まれるため、削除いたしました。

そして、11番の「希望校の受け入れ体制が整い、且つ安全な通学が可能な学校を希望するため」という項目がありましたが、表の下の1番に書いてありますように、受け入れ体制が整うことは、指定学校変更の大前提であることと、安全面に関しては、2番の項目に含まれておりますので、削除いたしました。過去5年間では、数件程度の申請でした。

これらの基準については、今の段階では令和5年の4月より適用する予定であります。

11ページが現在の指定学校変更の許可基準、12ページからが小学生用（令和5年度から令和7年度用）です。一番下の矢印の青い部分をクリックすると、13ページの許可基準に移動します。

13ページは令和8年度以降の許可基準となります。そして、14ページが中学生用の令和5年度からの新しい指定学校変更許可基準となります。基準の改定におきましては、事前にホームページ等においても掲載し、周知できるようにしていきたいと考えております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

#### 【中嶋会長】

ありがとうございます。

それでは、議題（1）の説明について、今の指定学校変更基準についての見直しということで、皆様方、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

#### 【久保川委員】

1点だけ確認ですが、おそらく小学校から中学校に入る場合、ここの学校は部活動が強いので入りたいとか、また、学校側としてもその生徒をほしいという、双方とも同意している方もいらっしゃると思いますが、そのような方の受け入れというのはどの項目になるのでしょうか。また、違う市区町村でも、それを特別な形で認めているような市区町村もありますが、この項目でいうと「その他」に入るのか、もしくは、「部活動の特段の理由」というような新たな項目を設けた方がいいのかどうか、そのような部分の見解について教えていただきたいです。

#### 【事務局】

ありがとうございます。

基本的に、公立の中学校の部活動の先生と、子ども・保護者の方とで、例えば、野球であればうちに来て欲しいとか、選手を確保する等ということについては、公立の中学校では一切ございません。

中学校で、自分の学区の学校に部活動がない場合や、やりたい競技がない場合に、指定学校変更の他の基準を照らし合わせて、10番の「その他」での受け入れを検討していくというようなことになると思います。

#### 【久保川委員】

わかりました。ありがとうございました。

#### 【増田委員】

指定学校変更基準の小学生用で、7番目の項目、「友人関係等の特別な理由により」は削除いたしますというところがありますが、これの施行が令和8年度になっています。通常の基準が、令和

5年度から施行ということで、3年間の猶予を持つ理由をお聞かせいただきたいです。

**【事務局】**

ありがとうございます。

この友人関係等の理由によるためというのは申請件数がとても多いです。2番目に多い理由で申請されております。また、幼稚園を選ぶ際に、小学校を視野に入れて決める保護者がとても多い現状があります。年長さんや年中さんの保護者からの問い合わせも多いことがありますので、3年ほどかけて周知していきたいと思っております。

**【増田委員】**

わかりました。

**【富田委員】**

P T Aの富田と申します。

保護者から聞いている話では、学区内の人数が多い学校の場合、学区外からの入学ができなくなるということで、学区内に引越しをしたいという保護者等も出てきております。

鬼高小学校は、学区内の児童数が大変増えておりますが、学区内に引っ越しをしてきて、教室が足りない等という理由で、鬼高小学校に入れたいことはありますか。

**【事務局】**

ご質問ありがとうございます。

鬼高小につきましては、今年度から、学区外からの入学は、兄弟関係のみの制限をしている学校になります。ただし、学区内に転入してきた方については必ず鬼高小学校に入れるようになっています。

**【富田委員】**

教室とか人員数を増やすのでしょうか。

**【事務局】**

学内のご住所にお住まいの方でしたら、必ず鬼高小で受入れをさせていただきます。

**【富田委員】**

何人程度来るのかは分からないのですが、引っ越しまで考えているという保護者が結構いらっしゃるようです。

これ以上増えて、教室の数等大丈夫かということをお心配しております。

**【事務局】**

隣接している学区に引越しをされて、鬼高小学校を希望された場合は、お断りをしています。ただし、学区内のご住所でしたら、必ず受け入れをさせていただきますのでご安心いただければと思います。

**【富田委員】**

わかりました。ありがとうございます。

## 【中嶋会長】

皆さん、その他にはいかがでしょうか。

意見が出た中でも、特別に内容を変えるような部分はないと思うので、今までのご意見を踏まえて、事務局の原案通りまとめてよろしいですか。このまま原案通りまとめてよいという方、挙手をお願いいたします。——ありがとうございます。

それでは、指定学校変更許可基準についてということで、この原案通りまとめて進めていきたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

それでは議題（２）、通学区域の再編案についてです。

ご説明よろしくをお願いいたします。

## 【事務局】

（課長）

学校環境調整課長です。

資料は別冊＜通学区域の再編案＞をお願いいたします。

前回、一中から四中までの４つの中学校ブロックの再編案について、ご意見をいただきましたが、本日は、残りの中学校ブロックのうち、６つの中学校ブロックについて、ご意見をいただきたいと考えております。

６つの中学校ブロックは、前回の審議会において、「通学区域の見直しによって影響のある学校運営協議会で調整を行う際に、当該校の通学区域の再編案も提示できるようにすべき」とのご意見をいただきましたので、太字でお示した北中部の中学校ブロックといたしました。

それでは、資料に沿って担当の方からご説明をさせていただきます。

（担当）

まず、資料についてです。

再編案については、この別冊資料を使って、説明させていただきます。

なお、参考として、本冊資料の１６ページから２１ページに、本日ご審議いただく中学校ブロックの児童生徒の就学状況をお付けしておりますので、適宜ご確認いただければと思います。

それでは、別冊資料の３ページをお願いいたします。

審議会からいただいた答申で示された「見直しの流れ」を掲載しております。全ての再編案は、この流れに沿って作成させていただいております。

４ページをお願いします。五中ブロックの現行の通学区域をお示ししております。

左側のページの赤で塗りつぶした部分が中学校の通学区域、色線で囲われた部分が小学校の通学区域です。

右側のページには、現行の通学区域を見直しの視点から評価したものです。

まず、小中学校の連続性については、小中学校の通学区域は一致しています。

次に、通学路の安全性については、通学路の安全点検により、危険個所を把握し、必要な安全対策を講じています。

地域コミュニティのつながりについては、複数の中学校の通学区域にまたがる自治会があり、通学区域により面的な分断が生じている状況です。

学校規模については、適正規模を１２～１８学級と定義しておりますが、大柏小が２４学級と大規模校、大町小が６学級と過小規模校となっており、隣接しています。

通学路の距離については、適正なものとなっています。

これらを踏まえた見直しの方向性ですが、学校規模の是正をするため、大柏小と大町小の通学区域を自治会単位で再編します。

自治会が複数の中学校の通学区域にまたがった状況となっている、地域コミュニティのつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での通学区域の見直しは行いません。

次のページをお願いします。

この見直しの方向性の基で、作成した再編案がこちらです。

青の斜線部分が通学区域の変更が生じるエリアとなっており、①の斜線部分を大柏小から大町小に編入します。

右側のページをお願いします。再編案を見直しの視点から評価したものです。

小中学校の連続性と通学路の安全性、学校規模、そして、一番下の通学路の距離について、○、良と評価いたしました。

また、地域コミュニティのつながりについては、地域との調整を踏まえ、見直しの必要性を見極めることとしたため、△、概ね良としたところです。なお、分断された自治会数は、現行の通学区域において分断されている数を記載しております。

次に、見直しの手続きについてです。

五中及び柏井小については、各小学校の建替えに関する基本構想、基本計画の策定までに、見直しなしの再編案をそれぞれの学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

また、大柏小と大町小については、はじめに学校施設の建替えが計画されている大町小の建替えに関する基本構想、基本計画の策定までに、2校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定することといたします。

なお、五中ブロックについては、その範囲が広域であることから、通学区域の見直しによって通学路の距離が大幅に伸びることとなります。

このため、児童の登下校時の安全確保と身体的負担に留意するとともに、今後、計画されている北千葉道路の整備に伴う、住宅供給や人口動向に留意しながら、通学区域の見直しを進めていくこととしています。

五中ブロックの再編案に関する説明は以上となります。

#### 【中嶋会長】

ただいま、五中ブロックの通学区域の見直しということで、事務局よりご説明がありました。皆様、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

#### 【石原委員】

2点お伺いしたいです。1点目は、今、大町小が6学級で、この斜線部分を大柏小から大町小に編入した場合に、およそどの位の規模になるかを教えていただきたいです。

それから、五中の近いところから大町小まで行く地域ですが、1年生の保護者は地図を見ただけでも難しいと考えると思います。そのような親御さんへは、特別な説明が必要になると予想されます。その点はどのように説明されるかをお伺いしたいです。

#### 【事務局】

1点目の見直し後の児童生徒数の状況ですけれども、現在、大柏小が約700名の児童が在籍しておりまして、学級数は21学級です。大町小については約90名の児童が在籍しておりまして、学級数は6学級となっています。

見直し後については、大柏小は約500名の児童が在籍することになり、学級数は18学級となります。また、大町小は約300名の児童が在籍することになり、12学級となる見込みでありまして、見直しによって約200名程度の児童が、通っている学校が変わるという状況になります。

また、ご指摘の大町小への通学距離が長くなることにつきましては、児童の通学の安全性や身体的な負担を考慮しまして、スクールバス等の方策も検討の一つだというふうに考えております。

実現性についてはこれから詳細な検証が必要になってきますが、スクールバスという手法も含めまして、検討して参りたいと考えております。

#### 【石原委員】

ありがとうございました。

#### 【中嶋会長】

地図では分かりづらいのですが、車で通れないような崖のような箇所もたくさんあるので、その辺りも検討していただきたいです。それから、北総線沿線の地域は、人口が増えることも予想されておりますので、その辺りも考慮していただければと思います。

それでは、次に、六中ブロックの説明をお願いいたします。

#### 【事務局】

六中ブロックについてです。8ページをお願いいたします。六中ブロックの現行の通学区域をお示ししております。

右側のページには、現行の通学区域を見直しの視点から評価しております。

まず、小中学校の連続性について、六中の通学区域を基本としてみると、稲荷木小、富貴島小、大和田小の通学区域と一致していない状況です。

次に、通学路の安全性については、通学路の安全点検により、危険個所を把握し、必要な安全対策を講じています。

地域コミュニティのつながりについては、複数の中学校の通学区域にまたがる自治会があり、通学区域により面的な分断が生じている状況です。

学校規模については、鬼高小が27学級と大規模校となっております。

通学路の距離については、適正なものとなっております。

これらを踏まえた見直しの方向性ですが、小中学校の連続性を確保するため、六中の通学区域を鬼高小、稲荷木小の通学区域に合わせます。

隣接する学校の規模を踏まえ、学校規模の是正を目的とした通学区域の見直しは行いません。

地域コミュニティのつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での通学区域の見直しは行いません。

次のページをお願いします。

この見直しの方向性の基で、作成した再編案がこちらです。

まず、中央の①の斜線が、六中から三中へ編入されるエリアとなります。

その下の②の斜線が、六中から八中へ編入されるエリアとなります。

次に③の斜線が、八中から六中に編入されるエリアとなります。

右側のページをお願いします。

再編案を見直しの視点から評価したものです。

小中学校の連続性と通学路の安全性、そして、一番下の通学路の距離について、○、良と評価いたしました。

また、地域コミュニティのつながりと学校規模の是正については、地域との調整を踏むことや将来的な児童数の動向を踏まえ、△、概ね良としたところです。

次に、見直しの手続きについてです。

小学校については、各小学校の建替えに関する基本構想、基本計画の策定までに、見直しなしの再編案をそれぞれの学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

また、六中については、六中の建替えに関する基本構想、基本計画の策定までに通学区域の見直しによって影響のある下の7つの学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定することといたします。

六中ブロックの再編案に関する説明は以上となります。

#### 【中嶋会長】

六中ブロックの再編についての説明でした。皆様からご意見、ご質問等、よろしいですか。

一応まだ原案ですので、それでは、これに基づいて進めていくということでもよろしいでしょうか。ではこれに基づいて進めるということで、よろしくお願いいたします。

次は、第八中学校ブロックをお願いいたします。

#### 【事務局】

12ページをお願いいたします。八中ブロックの現行の通学区域をお示ししております。

右側のページには、現行の通学区域を見直しの視点から評価しております。

まず、小中学校の連続性について、八中の通学区域を基本としてみると、平田小、大和田小、稲荷木小の通学区域と一致していない状況です。

次に、通学路の安全性については、通学路の安全点検により、危険箇所を把握し、必要な安全対策を講じています。

地域コミュニティのつながりについては、複数の中学校の通学区域にまたがる自治会があり、通学区域により面的な分断が生じている状況です。

学校規模については、すべての学校が適正規模となっております。

通学路の距離については、適正なものとなっております。

これらを踏まえた見直しの方向性ですが、小中学校の連続性を確保するため、八中の通学区域を平田小、鶴指小、大和田小の通学区域に合わせます。

地域コミュニティのつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での通学区域の見直しは行いません。

次のページをお願いします。この見直しの方向性の基で、作成した再編案がこちらです。

まず、中央左の①の斜線が、二中から八中に編入されるエリアとなります。

中央の②の斜線が、六中から八中に編入されるエリアとなります。

次に③の斜線が、八中から六中へ編入されるエリアとなります。

右側のページをお願いします。再編案を見直しの視点から評価したものです。

小中学校の連続性、通学路の安全性、学校規模、そして、一番下の通学路の距離については、○、良と評価いたしました。

また、地域コミュニティのつながりについては、地域との調整を踏まえ、見直しの必要性を見極めることとしたため、△、概ね良としたところです。

次に、見直しの手続きについてです。

小学校については、各小学校の建替えに関する基本構想、基本計画の策定までに、見直しなしの再編案をそれぞれの学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

また、八中については、八中の建替えに関する基本構想、基本計画の策定までに通学区域の見直しによって影響のある下の7つの学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定することといたします。

八中ブロックの再編案に関する説明は以上となります。

#### 【中嶋会長】

八中ブロックの通学区域の再編の説明については、いかがでしょうか。

では、これも原案の通り進めていただければと思います。

次は下貝塚中ブロックについてよろしくお願ひいたします。

#### 【事務局】

16ページをお願いいたします。下貝塚中ブロックの現行の通学区域をお示ししております。

右側のページには、現行の通学区域を見直しの視点から評価しております。

まず、小中学校の連続性について、下貝塚中の通学区域を基本としてみると、宮久保小と若宮小の通学区域と一致していない状況です。

次に、通学路の安全性については、通学路の安全点検により、危険箇所を把握し、必要な安全対策を講じています。

地域コミュニティのつながりについては、複数の中学校の通学区域にまたがる自治会があり、通学区域により面的な分断が生じている状況です。

学校規模については、宮久保小が21学級、大野小が21学級と大規模校となっており、北方小が10学級と小規模校となっています。

通学路の距離については、適正なものとなっています。

これらを踏まえた見直しの方向性ですが、小中学校の連続性を確保するため、下貝塚中の通学区域を宮久保小、北方小、大野小の通学区域に合わせます。

隣接する学校の規模を踏まえ、学校規模の是正を目的とした通学区域の見直しは行いません。

地域コミュニティのつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での通学区域の見直しは行いません。

次のページをお願いします。この見直しの方向性の基で、作成した再編案がこちらです。

左下①の斜線部分が三中から下貝塚中に編入されるエリアとなります。

その右側②の斜線部分が下貝塚中から四中へ編入されるエリアとなります。

右側のページをお願いします。再編案を見直しの視点から評価したものです。

小中学校の連続性と通学路の安全性、そして、一番下の通学路の距離については、○、良と評価いたしました。

また、地域コミュニティのつながりと学校規模の是正については、地域との調整を踏むことや将来的な児童数の動向を踏まえ、△、概ね良としたところです。

次に、見直しの手続きについてです。

小学校については、各小学校の建替えに関する基本構想、基本計画の策定までに、見直しなしの再編案をそれぞれの学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

また、下貝塚中については、下貝塚中の建替えに関する基本構想、基本計画の策定までに通学区域の見直しによって影響のある下の7つの学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定することといたします。

下貝塚中ブロックの再編案に関する説明は以上となります。

### 【中嶋会長】

ただいまの下貝塚中学校ブロックの再編案について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。それでは、この方向で進めてもらいたいということでよろしく願いいたします。

では、東国分中ブロックをお願いします。

### 【事務局】

20ページをお願いいたします。東国分中ブロックの現行の通学区域をお示ししております。右側のページには、現行の通学区域を見直しの視点から評価しております。

まず、小中学校の連続性について、東国分中の通学区域を基本としてみると、曾谷小、中国分小、国分小の通学区域と一致していない状況です。

次に、通学路の安全性については、通学路の安全点検により、危険個所を把握し、必要な安全対策を講じています。

地域コミュニティのつながりについては、複数の中学校の通学区域にまたがる自治会があり、通学区域により面的な分断が生じている状況です。

学校規模については、東国分中が9学級、稲越小が8学級と小規模校となっています。

通学路の距離については、適正なものとなっています。

これらを踏まえた見直しの方向性ですが、小中学校の連続性を確保するため、東国分中の通学区域を曾谷小、稲越小の通学区域に合わせます。

隣接する学校の規模を踏まえ、学校規模の是正を目的とした通学区域の見直しは行いません。

地域コミュニティのつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での通学区域の見直しは行いません。

次のページをお願いします。この見直しの方向性の基で、作成した再編案がこちらです。

中央上①の斜線部分が東国分中から一中へ編入されるエリアとなります。

その下②の斜線部分が東国分中から二中へ編入されるエリアとなります。

そして、右側③の斜線部分が三中から東国分中に編入されるエリアとなります。

右側のページをお願いします。再編案を見直しの視点から評価したものです。

小中学校の連続性と通学路の安全性、そして、一番下の通学路の距離については、○、良と評価いたしました。

また、地域コミュニティのつながりと学校規模の是正については、地域との調整を踏むことや東国分中ブロックにおける小中一貫教育の取り組みなどを踏まえ、△、概ね良としたところです。

次に、見直しの手続きについてです。

3校の通学区域については、東国分中、曾谷小、稲越小の建替えと合わせて、その基本構想、基本計画の策定までに、通学区域の見直しによって影響のある下の8つの学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定することといたします。

東国分中ブロックの再編案に関する説明は以上となります。

### 【中嶋会長】

ただいまの東国分中ブロックの再編案についてはいかがでしょうか。

東国分中は、小中一貫教育ということで、地域の人からもいろいろと話題になっています。国分小の子どもたちは、第二中学区へ編入になるので、すぐ見えるところにある東国分中学校へは行かないということになります。

今後とも慎重にご検討をお願いいたします。

最後になります。大洲中学校ブロックの説明をよろしく願いいたします。

#### 【事務局】

24ページをお願いいたします。大洲中ブロックの現行の通学区域をお示ししております。

右側のページには、現行の通学区域を見直しの視点から評価しております。

まず、小中学校の連続性について、大洲中の通学区域を基本としてみると、市川小の通学区域と一致していない状況です。

次に、通学路の安全性については、通学路の安全点検により、危険個所を把握し、必要な安全対策を講じています。

地域コミュニティのつながりについては、複数の中学校の通学区域にまたがる自治会があり、通学区域により面的な分断が生じている状況です。

学校規模については、すべての学校が適正規模となっております。

通学路の距離については、適正なものとなっております。

これらを踏まえた見直しの方向性ですが、小中学校の連続性を確保するため、大洲中の通学区域を宮田小、大洲小の通学区域に合わせます。

地域コミュニティのつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での通学区域の見直しは行いません。

次のページをお願いします。この見直しの方向性の基で、作成した再編案がこちらです。

①の斜線部分が、大洲中から一中へ編入されるエリアとなります。

右側のページをお願いします。再編案を見直しの視点から評価したものです。

小中学校の連続性、通学路の安全性、学校規模、そして、一番下の通学路の距離については、○、良と評価いたしました。

また、地域コミュニティのつながりについては、地域との調整を踏まえ、見直しの必要性を見極めることとしたため、△、概ね良としたところです。

次に、見直しの手続きについてです。

小学校については、各小学校の建替えに関する基本構想、基本計画の策定までに、見直しなしの再編案をそれぞれの学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

また、大洲中については、大洲中の建替えに関する基本構想、基本計画の策定までに通学区域の見直しによって影響のある下の5つの学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定することといたします。

大洲中ブロックの再編案に関する説明は以上となります。

#### 【中嶋会長】

ありがとうございました。大洲中学校ブロックの再編案についてのご説明がありました。

これで、今回の審議の分の説明は終わりましたが、全体に対するご質問等ございますでしょうか。

#### 【高梨委員】

自治連協の高梨と申します。

自治会の関係で、教育委員会の方に確認したいのですが、この学校区が変わった時には、各自治会には連絡がいただけるのでしょうか。

自治会そのものは、会員さんたちも含めて、学校区が変わっても同じ自治会にいらっしゃいます。

今、質問で申し上げたのは、以前にも少し話しましたが、学校区が変わりますと、中学校は別として、小学校に防災拠点ができるおります。今、36ぐらいの小学校が、防災拠点に立ち上がって

いますが、学校区が変わった時に、自治会の中でも、変更された学校区が分からない方もいらっしゃると思いますので、確認できたらと思います。

**【事務局】**

ありがとうございます。

まず、この見直しの動きについては、一昨年、全ての自治会にご案内をさせていただいております。これから実際に通学区域が変更となって、特にご指摘の小学校の通学区域が変更となりますと、防災拠点として小学校区を設定しておりますので、危機管理部門と連携しながらご案内をさせていただく予定としております。

今後、説明の方法については検討させていただいて、ご案内周知をさせていただきたいと思っております。

**【高梨委員】**

よろしく願いいたします。

**【中嶋会長】**

ありがとうございます。「地域コミュニティの繋がり」という項目は、ほとんどの学校区で△がついておりますので、今後とも自治会との連携をうまくしながらやってもらえればと思っております。

その他に皆様方、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは本日の審議はすべて終了しましたので、次の議題、その他ということで、事務局の方からよろしく願いいたします。

**【事務局】**

長時間にわたり、ご審議いただき、誠にありがとうございました。

また、中嶋会長様には、議事進行の大役を感謝いたします。

今年度の通学区域審議会は、今回をもちまして終了となります。本年度は、コロナ禍ということもありますが、大変お忙しい中、貴重なご意見、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、来年度も引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

次回の審議会の開催につきましては、来年度の6月または7月頃を予定しております。日程の候補が決まりましたら、改めてご連絡させていただきます。

事務局からは、以上でございます。どうもありがとうございました。

**【中嶋会長】**

それでは、これをもちまして、令和3年度第3回市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会を終了いたします。ありがとうございました。

令和4年3月24日

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会

会 長 中 嶋 貞 行